

だいしん公 的 制 度 ロ ー ン

大 垣 西 濃 信 用 金 庫
(令和3年 10 月 1 日現在)

1. 商品名	だいしん公的制度ローン
2. ご利用いただける方	・年齢が満20歳以上満65歳以下で完済時満70歳以下の方。 ・前年度税込年収が100万円以上で市町村の定める条件を満たす方。 ・本人居住用の自家保有者(家族所有含む)の方。 ・市町村の公共事業区域内に居住され公共事業の対象であること。 ・現勤務先に1年以上勤務、または同一事業を2年以上営業されている方。 ・市町村税および公共事業負担金の滞納がない方。 ・市町村融資斡旋、利子補給制度の条件を満たすことができる方。 ・(株)中部しんきんカードの保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。 ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください) 上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	市町村融資斡旋、利子補給制度に対応する資金に限ります。
4. ご融資金額	10万円以上200万円以内(1万円単位)但し、市町村の定める金額以内
5. ご利用期間	市町村の定める期間とします。
6. ご融資利率	市町村の定める利率とします。
7. ご返済方法	市町村の定める方式とします。
8. 保証人・担保	(株)中部しんきんカードの保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 手数料・保証料	・手数料は不要です。 ・保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
11. その他	お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせ下さい。